

決裁・供覧

件名	【紙決裁のみ】登録教習機関の登録について（フォークリフト運転技能講習）滋第121号			文書番号		
伺い文	件名につきまして、令和7年5月15日付けで株式会社マジオワークシステム 代表取締役 松本義弘から、労働安全衛生法（以下「法」という。）第77条第1項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「登録省令」という。）第21条の規定に基づき、フォークリフト運転技能講習の登録の申請が別添のとおりありました。現在、マジオネットHD株式会社別紙3参照					
起案	起案日	令和07年05月16日		受付日		
	部署	厚生労働省 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課		決裁	決裁処理期限日	
				決裁日		
	起案者	市田 義彦			施行処理期限日	
	連絡先				施行日	
分類名称	大分類	安全		施行	施行先	株式会社マジオワークシステム 代表取締役 松本義弘 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
	中分類	労働安全検査・試験			施行者	滋賀労働局長
	名称（小分類）	登録（旧指定）教習機関関係綴（令和7年度）			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け 保存	機密性格付け	2
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由				行政文書保存期間	5年
					保存期間満了時期	令和13年03月31日
決裁・供覧欄	滋賀労働局 多和田 治彦（局長） 滋賀労働局 労働基準部 青木 利彦（部長） 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 枅谷 佳幸（課長） 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 藤木 航将（課長補佐） 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 松岡 宏一（地方労働衛生専門官）					
備考欄						

別紙3

マジオワークライセンススクール湖南校を登録教習機関として登録していますが、登録教習機関の業務を行う法人として株式会社マジオワークシステムを設立し、登録教習機関の業務を移行させるため申請を行ってきたものです。登録教習機関の業務が移行した段階で、マジオネットHD株式会社の登録を廃止する予定です。移行期間中については、実施管理者及び副実施管理者は両方の事業場に籍を置くこととしています。

申請内容を審査したところ、別添チェックリストのとおり、登録要件に適合するものと思料されますので、登録教習機関として登録を行ってよろしいか、お伺いいたします。

おって、ご高裁の上は、別（案1）により申請者あて通知するとともに、法第112条の2第2項第1号及び登録省令第25条の3第2項に基づき、別（案2）をウェブサイト（当局ホームページ）に掲載してよろしいか、併せてお伺いいたします。掲載方法につきましては、令和5年12月26日付け基発1226第1号「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について」に基づき行うことといたします。

また、別（案3）により厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長あて報告してよろしいか、併せてお伺いいたします。

伺い文（別紙）